

一般財団法人日本消化器病学会北海道支部会則

第1章 総則

- 第1条 本会は日本消化器病学会北海道支部と称する。
- 第2条 支部会の運営を円滑に行うため、事務局を北海道大学大学院医学研究院 消化器内科学教室におく。

第2章 目的および事業

- 第3条 本支部会は北海道地区における消化器病学の進歩、発展を図り、人類の福祉に貢献することを目的とする。
- 第4条 本支部会はその目的達成のため次の事業を行う。
1. 研究会（支部例会、学術講演会、講習会等）の開催
 2. 日本消化器病学会（本部）からの諮問事項の答申および委託事項の処理
 3. その他、本支部会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

- 第5条 本支部会会員は北海道地区に在住する日本消化器病学会会員からなる。本支部会には名誉支部長、名誉支部会員ならびに支部特別会員おくことができる。

第4章 役員

- 第6条 本支部会に次の役員をおく。
1. 支部長1名
 2. 支部評議員会員の10%以内
 3. 支部幹事若干名
 4. 支部監事2名
- 役員の任期は2年とし、本部の役員規定に準ずる。

- 第7条 役員を選出
1. 支部長は支部幹事会の推薦に基づき財団評議員から選出され、理事長より委嘱される。
 2. 評議員は日本消化器病学会の評議員であり、別に支部会評議員をおくことができる。
 3. 支部幹事および支部監事は支部長の推薦により評議員会の議を経て、支部長が委嘱する。

第5章 評議員会および総会

- 第8条 本支部会の運営ならびに事業の企画処理のため評議員会をおく。
- 第9条 評議員会は第6条に定める役員をもって構成する。
- 第10条 支部長は支部を代表し、評議員会を統括する。
- 第11条 評議員会および総会は毎年1回以上開催し、次の事項を審議する。
1. 事業報告および会計報告
 2. 事業計画
 3. 会則の変更
 4. 本支部会評議員に関する事項
 5. その他必要と認めた事項

第6章 幹事会

- 第12条 幹事会は支部長が招集し、支部長が議長となる。幹事会の出席者は、支部長、支部幹事、支部監事、本部役員とする。
- 第13条 支部幹事は支部長を補佐し、本支部会の運営を企画立案する。
- 第14条 幹事会に、庶務、会計幹事を1名おく。
- 第15条 幹事会は必要の都度開催し、次の事項を審議する。
1. 支部会の運営に関する事項
 2. 学術集会に関する事項
 3. 支部会評議員選考に関する事項
 4. 日本消化器病学会が行う事業に関する事項
 5. その他本支部の運営に関する原案の検討
- 第16条 支部監事は本会運営に関する監査を行う。

第7章 学術集会

- 第17条 学術集会（支部例会）は毎年2回以上開催し、会員の研究発表を行う。
1. 支部例会会長選出にあたっては幹事会で選考し、評議員会で選出する。
 2. 選出された会長は支部長が委嘱する。
 3. 会長は支部例会に対する事業を掌り且つその責任を負う。
 4. 臨床研修制度に沿った初期2年間は、会員資格がなくても学術集会の発表を認める。（それ以外は支部会で承認した場合、発表を認める。）

第8章 会計

- 第18条 本支部会の運営に関する諸経費は下記による。
1. 支部会会員数に応じて本部からの補助金
 2. 評議員会費
 3. 支部例会参加費
 4. 寄付金
 5. その他

第9章 付則

- 第19条 本支部会の会計年度は1月1日より12月31日までとする。
- 第20条 この規則は平成9年5月より施行する。
- 第21条 この支部会施行規則等についての細則は別に定める。
- 第22条 この規則は平成10年6月より施行する。
- 第23条 この規則は平成11年6月より施行する。
- 第24条 この規則は平成16年6月より施行する。
- 第25条 この規則は平成18年6月より施行する。
- 第26条 この規則は平成19年6月より施行する。
- 第27条 この規則は平成24年6月より施行する。
- 第28条 この規則は平成25年1月より施行する。
- 第29条 この規則は令和3年1月より施行する。
- 第30条 この規則は令和7年4月より施行する。

一般財団法人日本消化器病学会北海道支部会則 細則

[第 1 条] 日本消化器病学会 北海道支部会則第 21 条に基づき、以下の細則を定める。

[第 2 条] 名誉支部長、名誉支部会員および特別支部会員の資格

1. 本学会規約により定年退任した支部長は、支部幹事会および支部評議員会の推薦により、支部長より名誉支部長に委嘱される。
2. 本学会規定により停年退任した本学会役員および財団評議員は、支部幹事会および支部評議員会の推薦により支部長より支部名誉会員に委嘱される。
3. 本学会規定により停年退任した本学会および支部評議員のうち、とくに貢献のあった評議員は、支部幹事会および支部評議員会の推薦により、支部長より支部特別会員に委嘱される。

[第 3 条] 支部評議員の選出基準

1. 本学会の会員
2. 支部会員歴 7 年以上で、以下の条件を満たす会員。
 - 1) 指導医又は、専門医の資格を有する会員。
 - 2) 過去 5 年間の消化器病に関する業績ならびに学会（本学会・地方会）活動の実績を十分に有する会員。
 - 3) 学会評議員以上の推薦がある会員。
 - 4) 原則として毎年度一施設（大学は一講座）から一名の推薦とする。
 - 5) 上記以外は支部の裁量に委ねる（特に女性医師評議員の増加を目的とする）。

[第 4 条] 支部幹事の選出基準

1. 支部評議員である会員
2. 消化器病に関する業績ならびに学会活動の実績を十分有するもの。
3. 1, 2 を満足する者の中から、幹事会および評議員会の承認を得て、支部より委嘱する。

[第 5 条] 支部役員（支部長、支部幹事、支部監事）・支部評議員の定年任期

1. 支部役員就任は、1 月 1 日からとする。
2. 支部長の任期は、1 期 2 年で原則 3 期までとし定年は満 66 歳誕生日後の 12 月末日とする。支部幹事と支部監事の任期は、1 期 2 年で原則 2 期までとし定年は満 65 歳誕生日後の 12 月末日とする。
3. 支部評議員の任期は、1 期 2 年で再任を妨げない。定年は 65 歳の誕生日の 12 月をもって退任する。
支部役員、支部評議員が本部役員、本部評議員を兼ねている場合は本部規定にしたがう。
4. 支部長が承認した特別な理由が無い限り、幹事は 2 回連続して幹事会を欠席した場合、評議員は 3 回連続して評議員会を欠席した場合、その資格を自動的に喪失する。

[第6条] 旅費規程

1. この規定は支部会員および支部事務職員が出張する場合について定める。
2. 旅費については原則として本部の役員等旅費に準ずる。
3. 旅費は交通費、宿泊費とする。
4. 旅費の支給は以下のように行う。
 - 1) 交通費
経済的な通常の経路及び方法により計算した運賃の旅行会社からの請求書による支払。
もしくは出張者の提示する旅費精算書により申請された金額。
旅費精算書には当該旅費の領収書もしくは同精算書に記載した事項を証明できるもの
(JR、バス等公共交通機関に限りタクシーは除く)を添付しその総額を支払う
 - 2) 宿泊費
宿泊費については支部長または例会等責任者が必要と判断した場合のみ支給する。宿泊施設については支部事務局が用意する。用意できない場合、または用意する施設に宿泊しない場合は、旅費精算書(当該宿泊費領収書を添付)に基づき支給する。但し 13,000 円/1泊を上限とする。

[附 則]

- この細則は平成 19 年 6 月より施行する。
この細則は平成 21 年 1 月より施行する。
この細則は平成 24 年 6 月より施行する。
この細則は平成 25 年 3 月より施行する。
この細則は平成 31 年 4 月より施行する。
この細則は令和 6 年 3 月より施行する。

支部幹事選出基準
支部会則第4条3の申し合わせ事項

- (1) 認定施設に所属する支部評議員。
- (2) 一施設からの重複は避ける。
但し、大学は講座ごと施設として扱う。
- (3) 大学各講座については、支部幹事の再任を妨げない。
- (4) 65歳停年制を適用する。
- (5) 幹事と監事の併任は避ける。

幹事会出席者
支部会則第12条の申し合わせ事項

- (1) 本年度及び来年度の支部例会会長は幹事会に出席することができる。

特別支部会員推薦基準
支部会則細則第2条3の申し合わせ事項
(2001年12月11日幹事会)

- (1) 例会会長経験者。
- (2) 教育講演会会長経験者。
- (3) 幹事経験者（支部評議員歴10年以上）。
- (4) 市民公開講座世話人経験者（支部評議員歴10年以上）。